

鹿児島県大崎町における水稲請負作業「請田」について

財 部 十 助

(鹿児島県農業試験場)

TAKARABE, J.

Contracting Organizations for Rice Planting in Osaki District,
Kagoshima Prefecture

1. 水稲早期栽培の普及と生産組織の実態

旧大崎町800haの水田は、水稲二回作（早期と二期作）が完全に実施されている。この二回利用は、早期栽培を先駆的に試験して、ついに成功に導いた地区内篤農家の努力と、この多毛の利用を可能にした独特の労働協同方式が同じ部落民によって発想され、確固たる裏付けをしたことによるものである。とりわけ、部落共同田植と請田方式は共に50年前に発想され、農繁期を構成する田植作業を共同または請田方式によって実施する新方式を開き、従来の個人方式にかわって、今日の能率的な集団栽培の歴史を築いたことになっている。いま、請田の歴史と利用実態を示すと次のとおりである。

2. 請田発生の歴史的背景

現在大崎町の95部落で実施されている田植法をみると、個人田植28、ユイ方式35、共同田植24、請田方式54（親方のいる部落18）となっており、すでに個人田植を実施していない部落が過半数を占めている。請田の発生した中沖地区は、隣接の有明町蓬原地区とともに、100年前は牧野であり、住民はわずか20戸内外であったといわれているが、大正3年の桜島爆発による避難民（114戸）が入植した。また別途、この地区を含めて、明治25年から着手していた蓬原700ha開田計画はついに大正7年完成したため、入植者および農家は一挙に水田農家となり、大規模水田農家が発生した。この蓬原開田がそもそも、水田請負作業発生の原因となった。それは入植者がほとんど水田耕作に習熟せず、家族数も少なく、地主の中には大規模水田所有者もおり、また、開田法は畑に水を引き入れつつ表面だけを均らして開く、流し新田法によって急造したシラス水田であり、水路はまた不完全で漏水がひどく、常に用水不足を伴う

ため田植は計画配水によって地区ごとに田植期間が指定される事情にあったので、それだけ一時に多くの田植労働を必要とした。

3. 請田組織の発生と人物

大正5～6年以前この地方に行なわれた田植法は、個人田植であったといわれている。小能部落の内村五郎吉は兵役服務中体験した共同作業を田植に適用しようと試み、10戸以上の親類や隣人と集団で、苗取り、苗配り、田植の3作業を実施する田植方式を発想した。参加農家の中に会計係を置き、不足労働の雇用、田植用具の購入および田植祝の費用などを共同失費として、10aあたり負担金を算出し、これを各戸の出役労働費と見合わせて精算しようとする画期的な田植方式であったが、この方法は出征兵家族はもちろん、大農や入植者にも歓迎され、良い評判であった。2～3年後、内村氏と同じ部落に住む稲葉善吉は、内村方式の蓬原開田地区農家への適用を著目し、内村式田植法と田植費用を参考として10aあたりの請負料金を定め、これら利用者の要求に応じたところ大いに歓迎され、「善を売る善吉請田」としてたたえられた。

4. 請田内容の変遷と実績

請田は発想者の名をとって善吉請田といわれ、またその管理者は請田の親方と呼ばれた。稲葉氏は請田希望者の大量要請に応ずるため、70～80名以上の植子の大集団を編成する必要があった。そのため6～8部落に世話人をおき、自家労働にとられない中規模以下の農家や日雇労働者を中心に集め、作業を計画的に推進するため2人の会計および渉外係において、植子の作業指揮、作業計画表を作成せしめ、なお、作業能率の向上と作業秩序を維持するため、参加者の勤務を厳正にし、作業能率の競争的發揮と

10時間完全労働を奨励するとともに労賃は精算払いとして、請負作業の利益を植子にもわかし、希望を持って参加できるようにしむけた。請負作業の内容は内村方式の3作業の中から苗配りは本人の負担とし、苗取り、田植の2作業だけとした。1日の作業実績は2~3 ha、作業期間は2ヶ月内外つづいたといわれる。10 aあたりの請負料金は不明であるが、大正8~9年ごろ50~60銭であったといわれる。稲葉氏は昭和14年59才で死亡したが、請田を独占できるものと考え請田制度の特徴を力説するとともに、親方制度を絶やさぬこと、親方を指名制にすること親方のしるしとして、自分の使用したゴナワ、ゴタケをゆずることなどを骨子とした遺言を残した。

以上により2代目親方は会計職の稲葉定吉が指名されたが、1年にして3代目に引きつがれ、3代目が今回の戦争に出征中戦死したのでそのままとされた。

5. 現在行なわれている小能部落請田の実態

小能部落では4代目親方の出ないまま、部落共同田植が実施されていたが、正和部落の神崎一夫氏が昭和26年をはじめ自由な立場で請田をはじめたので、小能部落農家の利用者がしだいに増加し、(自分もその植子となる) ついに昭和34年部落全体の水田に及ぶ実情となり、多大の現金支出が心配されるようになってきた。(10 aあたり早期800円、二期1000円) これを憂えた稲葉善吉の三男が西高栄氏や、部落にも相談して、営利本意ではなく部落協同精神を基調にして再興することとなったので、昭和36年度から復活した。けれど再興された請田は、善吉請田の精神と作業内容だけが取り入れられ、植子の性格、請負料金の決め方、企業性などが失われ、また参加農家の水田を中心にして実施されるようになった。すなわち参加農家の構成をみると、専業11戸、兼業15戸で農家だけとなり、また経営規模では150 a以上が16戸、以下10戸で大農が中心となっている。部落別にみると小能部落(22戸)が中心となり、他の2部

落から2戸ずつ縁故者が参加している。26戸の水田面積11 ha、参加農家1戸あたりの水田面積は平均43 a、作付延べ面積は早期、二期で86 a、1戸あたりの平均出役日数は24日である。10 aあたり請負料金は36年の1,000円からしだいに上昇して41年度は2,000円となった。また、員外の請田実績は41年度早期で24戸651 a、二期作で6戸132 aであった。なお、作業班は苗取班と植付班に分け、出役者を3(苗取)と7の割合で編成し、2人の親方が指揮する。作業の基準は毎年早期4月20日から8日間、二期作7月28日から8日間である。10 aあたり請負料金は、参加者の決定、実施面積作業期間および親方への報酬は部落会で決められる。また、作業順序は本人の希望と苗の生長具合で親方が決定する。親方への報酬は出役日数+2日と材料代として参加者1人あたり20円である。出役者不足のときは臨時に雇用する。作業時間は1日10時間が守られる。労賃の支払いは参加者には精算労賃で、臨時雇には農業委員会の統制労賃で支払われる。

6. 将来の展望と評価

請田の前身、共同田植はそもそも出征兵士家族の男手不足を集団で救済するために、軍隊の適材適所の共同作業方式を取り入れて行なわれたものであった。また、請田はこの集団作業方式を開田部落の労働不足者に一定の請負料金を提供しようとする新たな田植請負作業制度として発展したものである。田植作業を中心とする部分請負作業であるが、部落民が経営の大小にとらわれず、共同作業や請負制度の利点を生かした能率的な作業集団であることは50年の歴史が証明している。請田方式を最近の稲作集団栽培に導入すれば集団栽培が一層効果的に行なわれるものと思われる。ただ、作業が粗放化し、作業基準の守れないこともありうるので、かねて、植子の技術教育を徹底し、適期植や栽植密度が厳守されるようにする。また、請負料金を統一し、植子の移動を容易にするなどの社会的考慮も必要であろう。